

青梅市 国土強靱化地域計画



Ome Blue[®]

令和5(2023)年3月改訂
(令和4(2022)年3月)



目 次

I. 青梅市国土強靱化地域計画の概要.....	1
1 計画策定の趣旨.....	1
2 本計画の位置付けと他計画との関係.....	2
3 計画期間.....	2
4 計画の見直し.....	2
II. 強靱化の基本的な考え方.....	3
1 強靱化を進めるための基本目標.....	3
2 事前に備えるべき目標（推進目標）.....	4
III. 脆弱性の評価.....	5
1 脆弱性の評価とは.....	5
2 本計画で想定する主な自然災害.....	5
3 リスクシナリオの設定.....	6
4 施策分野の設定.....	8
5 脆弱性の評価.....	9
IV. 強靱化に向けた取組.....	23
1 地域計画の推進体制.....	23
2 リスクシナリオごとの取組.....	23
V. 強靱化に向けた取組の重点化.....	26
1 重点化の考え方.....	26
2 重点化すべきリスクシナリオ.....	27
VI. 資料編.....	29
1 重点化にかかる視点とリスクシナリオとの関係.....	30
2 重点化にかかる事業名一覧.....	32
3 青梅市国土強靱化地域計画に関連する主な計画.....	34
4 パブリック・コメントの実施結果.....	35
5 青梅市国土強靱化地域計画策定の経過.....	35
6 用語集.....	36
7 関連法令等.....	38

I. 青梅市国土強靱化地域計画の概要

1 計画策定の趣旨

国は、東日本大震災での経験をもとに、大規模自然災害等に備えた強靱な国づくりを目指すため、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)」(以下「基本法」という。)を制定し、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」を策定しました。

基本法では、「国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する」ことを地方公共団体の責務として規定しており、都においても、平成28年1月に「東京都国土強靱化地域計画」を策定しました。

本市においても、発生が懸念されている地震災害に加え、台風や豪雨、土砂崩れ等の自然災害等への対応が求められている中、被害の軽減を図り、最悪の事態を回避するために、災害に強いまちづくりを推進していく必要があります。

このような背景を踏まえ、国の「国土強靱化基本計画」および東京都(以下、「都」という。)の「東京都国土強靱化地域計画」との調和を図りながら、本市の責務として「青梅市国土強靱化地域計画」を策定し、強くしなやかで持続可能なまちづくりを進めます。

また、強靱化の推進により、国連が掲げる世界共通の行動目標である「持続可能な開発目標(SDGs)」への貢献を目指します。

ちょこっと
コラム

SDGs(エス・ディー・ジーズ)ってな~に?

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

2015年の国連サミットで採択された2016年から2030年までの国際目標です。

17のゴール・169のターゲットから構成され、「地球上の誰一人取り残さないこと」を理念として、日本も積極的に取り組んでいます。



強靱化の推進にあたっては、特に以下の4目標への貢献を目指します。

9 産業と技術革新の基盤をつくろう



11 住み続けられるまちづくりを



13 気候変動に具体的な対策を



17 パートナースhipで目標を達成しよう



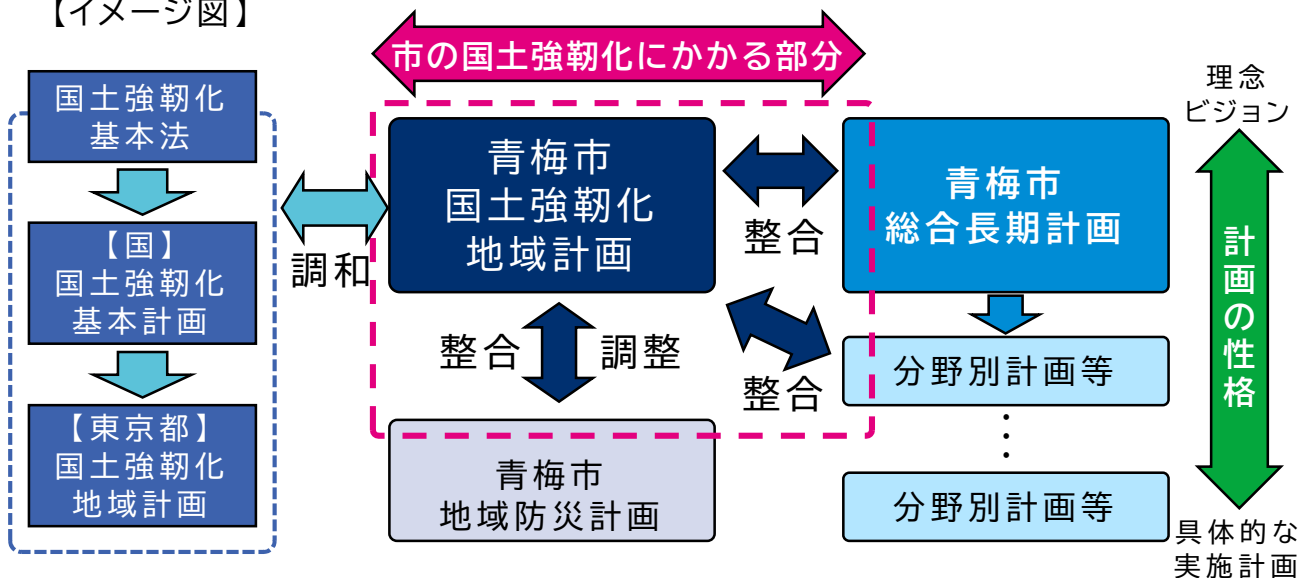
2 本計画の位置付けと他計画との関係

本計画は、基本法第 13 条にもとづき策定する地域計画であり、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針とします。

なお、本市は、あらゆる行政活動の基本となる最上位計画であり、市政運営を自律的かつ継続的に経営的観点を持って推進するための総合指針として、「青梅市総合長期計画」を策定しています。

本計画はこの総合長期計画で掲げる基本構想・基本計画との整合を図るとともに災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 42 条にもとづき、本市の災害対策について網羅的に定めた「青梅市地域防災計画」など、施策分野別の各種計画を横断的に捉える計画として位置づけます。

【イメージ図】



3 計画期間

本計画の期間は、令和 5(2023)年から令和 14(2032)年までの 10 年間とします。

なお、計画の見直しについては、第 7 次青梅市総合長期計画や、関係法令の改正、国および都の計画の見直し等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

4 計画の見直し

本計画については、今後の社会経済情勢等の変化や国、都の国土強靱化施策の推進状況等を勘案して、必要に応じて見直しを行います。

なお、個別の施策は、それぞれ関連付けられる各種計画において、進捗管理、評価等（P D C A サイクル）を行うこととします。

II. 強靱化の基本的な考え方

1 強靱化を進めるための基本目標

本市では、基本法に定める基本理念、国の基本計画および都の地域計画を踏まえ、安全で安心なまちの実現に向けて、4つの基本目標を設定します。

基本目標 1

・人命の保護

基本目標 2

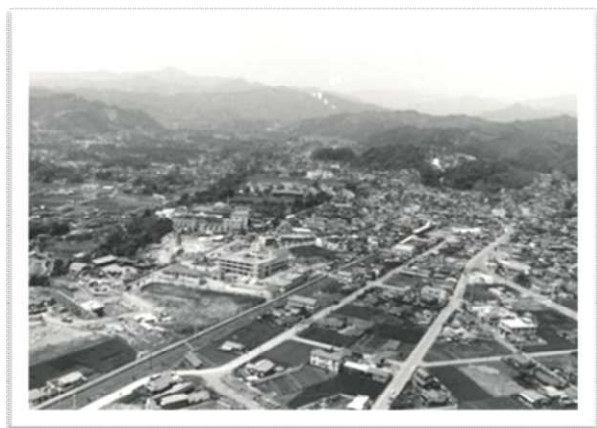
・市民生活・経済に及ぼす影響の最小化

基本目標 3

・市民の財産および公共施設の被害の最小化

基本目標 4

・迅速な復旧・復興



昭和41年青梅市上空から



令和4年青梅市上空から
(令和4年1月撮影)



2 事前に備えるべき目標(推進目標)

基本目標の達成に向け、事前に備えるべき8つの推進目標を設定します。

目標1

- ・人命の保護

目標2

- ・救助活動等の迅速な展開および被災者等の健康の確保

目標3

- ・必要不可欠な行政機能の確保

目標4

- ・必要不可欠な情報通信機能の確保

目標5

- ・経済活動の機能不全の回避

目標6

- ・必要最低限のライフライン等の確保および早期復旧

目標7

- ・制御不能な二次災害の防止

目標8

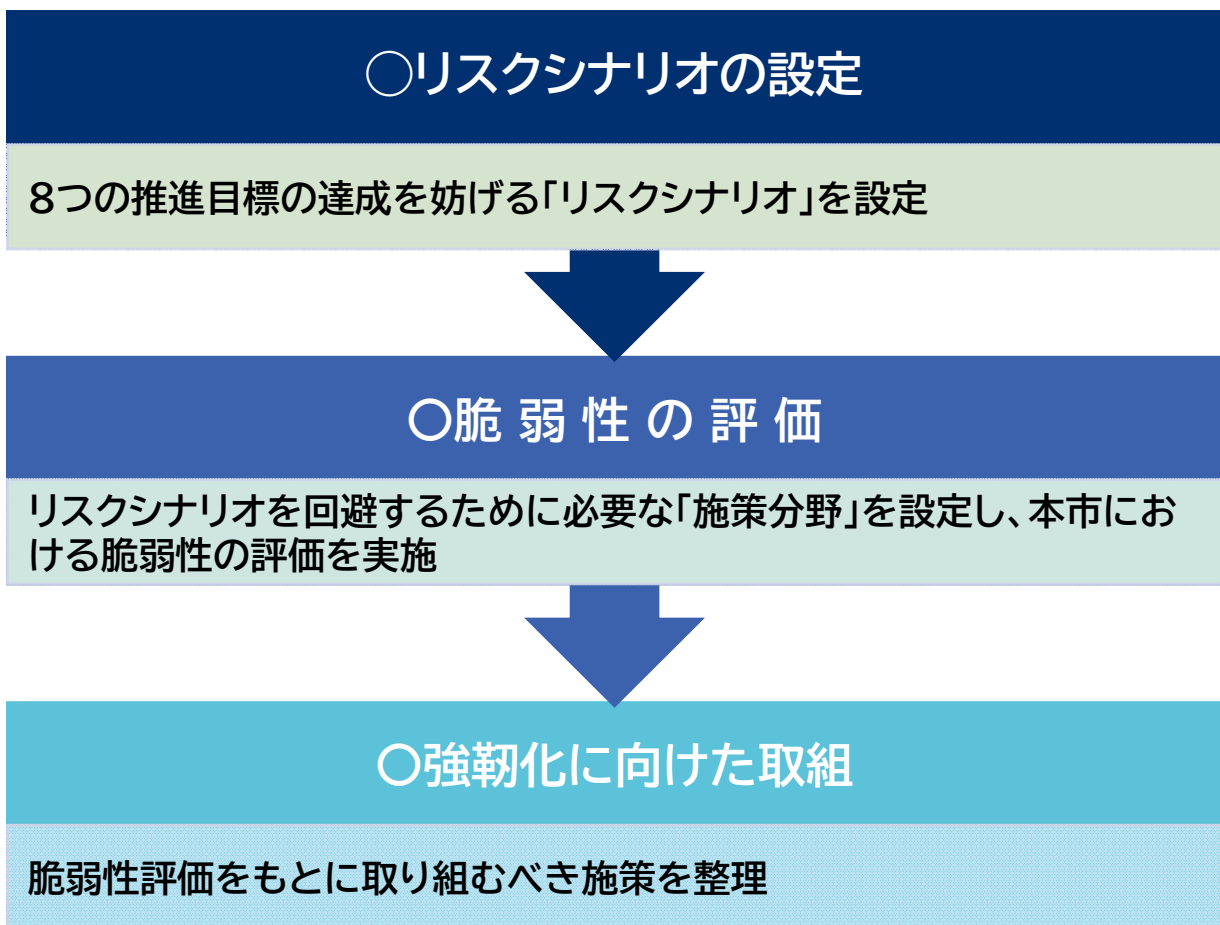
- ・地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備

III. 脆弱性の評価

1 脆弱性の評価とは

国土強靱化にもとづく施策を推進し、「基本目標」や「推進目標」を達成するには、本市の災害に対する脆弱性を評価する必要があります。

本市での発生が懸念される自然災害をもとに、「起きてはならない最悪の事態（以下「リスクシナリオ」という。）」を設定し、それぞれのリスクシナリオに対する本市の脆弱性を分析し、得られた評価に対して取り組むべき施策を整理します。



2 本計画で想定する主な自然災害

本市の市域で発生が懸念される主な自然災害は、以下のとおりです。

【地震】立川断層帯地震

【風水害】土砂災害、洪水、浸水、雪害

なお、具体的な被害想定や災害対策は、「青梅市地域防災計画」に定めます。

3 リスクシナリオの設定

地域特性および想定する主な自然災害を踏まえ、8つの推進目標に対し35のリスクシナリオを設定します。

【目標1】 人命の保護
1-1 住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生
1-2 市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生
1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-4 大規模な土砂災害による死傷者の発生
【目標2】 救助活動等の迅速な展開および被災者等の健康の確保
2-1 食料、飲料水等の物資の供給停止
2-2 孤立地域等の発生
2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶
2-5 帰宅困難者の発生
2-6 医療従事者等の被災による医療活動等の不足
2-7 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
【目標3】 必要不可欠な行政機能の確保
3-1 警察等の機能低下による治安の悪化
3-2 信号機の停止等による交通事故の発生
3-3 職員、施設等の被災による行政機能の低下
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能の確保
4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止
4-2 情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ

【目標５】 経済活動の機能不全の回避
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-2 社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3 産業施設の損壊、火災および爆発
5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止
5-5 食料等の安定供給の停滞
【目標６】 必要最低限のライフライン等の確保および早期復旧
6-1 電気、ガス、石油等の供給機能の停止
6-2 上下水道の長期間にわたる機能停止
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態
【目標７】 制御不能な二次災害の防止
7-1 市街地での大規模火災の発生
7-2 建物倒壊等による沿線・沿道の閉塞および交通麻痺 ^{まひ}
7-3 防災施設等の損壊・機能不全
7-4 有害物質の大規模拡散・流出
7-5 農地、森林等の荒廃
7-6 風評被害による経済等への影響
【目標８】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備
8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
8-2 技術者等の不足による復旧・復興の遅れ
8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ
8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興の遅れ
8-5 文化財や環境的資産の喪失等による復旧・復興の遅れ

4 施策分野の設定

強靱化に向けた施策分野は「第7次青梅市総合長期計画」に示す以下の8のまちづくりの基本方向をもとに設定します。

強靱化に向けた施策分野	
1	健康・医療・福祉
2	こども・若者・教育・子育て
3	自然・環境・エネルギー
4	都市基盤・防災・安全
5	歴史・文化・生涯学習
6	地域経済
7	コミュニティ・共創
8	行政経営・行政サービス



昭和42年第1回
青梅マラソン大会



平成28年第50回記念
青梅マラソン大会

5 脆弱性の評価

リスクシナリオをもとに脆弱性を評価し、課題を抽出・整理します。

【目標1】 人命の保護

1-1 住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生

- ① 市民センターや市営住宅等、市が所有する施設およびその他公共施設の災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図るため、計画的に耐震改修や修繕、建て替えを行う必要がある。
- ② 災害時の学校等の倒壊を防ぐため、施設の耐震化や安全対策等、防災機能の強化等を継続して推進するとともに避難施設としての環境を図る必要がある。
- ③ 老朽化している特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者施設に対して、耐震化等の防災・減災対策を促進する必要がある。
- ④ 災害時の住宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準によって建てられた木造住宅の耐震化を促進する必要がある。
- ⑤ 地震発生時において耐震性不足や管理不全等、老朽化の進んだマンション等の倒壊を防ぐため、マンション等の適正な維持管理を促進するとともに、関連団体と連携した相談機会および管理に関する情報の提供機会を確保する必要がある。
- ⑥ 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。
- ⑦ ブロック塀等の転倒防止や家具類の転倒・落下・移動防止の必要性等についてPRに努め、対策実施を促進する必要がある。
- ⑧ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/
地域経済/行政経営・行政サービス

1-2 市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生

- ① 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。
- ② 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化する必要がある。
- ③ 震災時の迅速な消防活動のため、消防水利の確保や維持管理等、消防施設等の整備を進めるとともに、地域住民による初期消火能力の向上を図る必要がある。
- ④ 青梅消防署と連携し、火災予防に関する広報や意識啓発等に取り組む必要がある。
- ⑤ 消防団の充実強化を図るため、消防署および地元自治会等と協力・連携体制を強化するとともに、装備の更新等を進め、消防団員の負担を軽減し消防団員を確保する必要がある。

【関連する施策分野】

子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生

- ① 洪水や浸水等による被害を防止するため、国や都と連携し治水対策に取り組んでいく必要がある。
- ② 下水道施設の耐震化および計画的な管理・更新を適切に実施するなど、下水機能維持の整備を図る必要がある。
- ③ 浸水被害や土砂災害等の発生リスクがある地域を特定し、ハザードマップ等により浸水などの危険性について周知するとともに、自助・共助を基本とした防災意識の向上を図る必要がある。
- ④ 市管理河川において、護岸および貯水池の整備や河川の拡幅改修等、適切な維持管理を行い、浸水被害の軽減を図りつつ、河川の保全施設の整備に当たっては、自然との共生および環境との調和に配慮する必要がある。
- ⑤ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成および避難訓練の実施等について支援する必要がある。
- ⑥ 道路の側溝等、排水施設の適切な維持管理を図るとともに、「健康と歴史・文化の路」として位置づけられた市道において、現状の幅員の中で、道路景観に配慮しつつ排水施設等の整備を行う必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

1-4 大規模な土砂災害による死傷者の発生

- ① 土砂災害に対して、都と連携し、危険な箇所を住民に周知していく必要がある。
- ② 市が所有する土地・施設の土砂災害警戒区域における安全対策を図るとともに、必要に応じてハード対策の促進について都へ要請していく必要がある。
- ③ 土砂災害警戒区域内の土地所有者に対し、適切な管理指導等を徹底する必要がある。
- ④ 都と連携し、造成地や盛り土等の位置図、開発行為が行われた年次、設計基準等を、造成地データベース（台帳）にまとめる等、予防、応急対策等の基礎資料としての活用を図る必要がある。
- ⑤ 老朽化している特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者施設に対して、耐震化等の防災・減災対策を促進する必要がある。（1-1再掲）
- ⑥ 浸水被害や土砂災害等の発生リスクがある地域を特定し、ハザードマップ等により浸水などの危険性について周知するとともに、自助・共助を基本とした防災意識の向上を図る必要がある。（1-3再掲）
- ⑦ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成および避難訓練の実施等について支援する必要がある。（1-3再掲）

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス



令和元年東日本台風（台風第19号）による被害①

【目標2】 救助活動等の迅速な展開および被災者等の健康の確保

2-1 食料、飲料水等の物資の供給停止

- ① 災害時に必要な飲食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備や備蓄物資の適切な維持管理を行う必要がある。
- ② 多様な避難者およびそのニーズに対応した備蓄物資の拡充を図る必要がある。
- ③ 一時的な避難者のほか、長期的に避難を要する方や医療・介護サービスを要する方、帰宅困難者等に対応した避難所や運営体制の確保を図る必要がある。
- ④ 避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、都と連携して取り組む必要がある。
- ⑤ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。
- ⑥ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。
- ⑦ 都から貸与された路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材を活用し、地域住民等による迅速な応急給水体制の構築を図る必要がある。

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-2 孤立地域等の発生

- ① 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。(1-1再掲)
- ② 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ③ 孤立が想定される地区ごとにヘリコプター活用のための離着陸地点、ホイスト地点を事前選定し、都をはじめとする関係機関との情報共有に努める必要がある。

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/行政経営・行政サービス

2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足

- ① 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ② 消防団の充実強化を図るため、消防署および地元自治会等と協力・連携体制を強化するとともに、装備の更新等を進め、消防団員の負担を軽減し消防団員を確保する必要がある。(1-2再掲)
- ③ 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-2再掲)
- ④ より適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の改善や適時・的確な提供を検討する必要がある。
- ⑤ 高齢者、障害者などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成を進めるとともに、共助における地域支援および協力体制の強化を図る必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶

- ① 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ② 災害時に必要な飲食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備や備蓄物資の適切な維持管理を行う必要がある。(2-1再掲)
- ③ 多様な避難者およびそのニーズに対応した備蓄物資の拡充を図る必要がある。(2-1再掲)
- ④ 一時的な避難者のほか、長期的に避難を要する方や医療・介護サービスを要する方、帰宅困難者等に対応した避難所や運営体制の確保を図る必要がある。(2-1再掲)
- ⑤ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。
- ⑥ 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるように、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-5 帰宅困難者の発生

- ① 災害時に必要な飲食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備や備蓄物資の適切な維持管理を行う必要がある。(2-1再掲)
- ② 多様な避難者およびそのニーズに対応した備蓄物資の拡充を図る必要がある。(2-1再掲)
- ③ 一時的な避難者のほか、長期的に避難を要する方や医療・介護サービスを要する方、帰宅困難者等に対応した避難所や運営体制の確保を図る必要がある。(2-1再掲)
- ④ より適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の改善や適時・的確な提供を検討する必要がある。(2-3再掲)
- ⑤ 都や関係機関との連携により、市民等がより適時・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災気象情報を確実に発信していく必要がある。(2-2再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-6 医療従事者等の被災による医療活動等の不足

- ① 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ② 医師会や歯科医師会、薬剤師会等との連携強化を図り、災害時の迅速かつ的確な医療救護体制の確立を図る必要がある。
- ③ 地域災害医療コーディネーターを通して医療チームを派遣要請する体制を整備する必要がある。
- ④ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ⑤ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ⑥ 医療機関は災害時にも継続的に業務を行えるよう、BCPの作成や防災訓練の実施などを行っていく必要がある。
- ⑦ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

2-7 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化

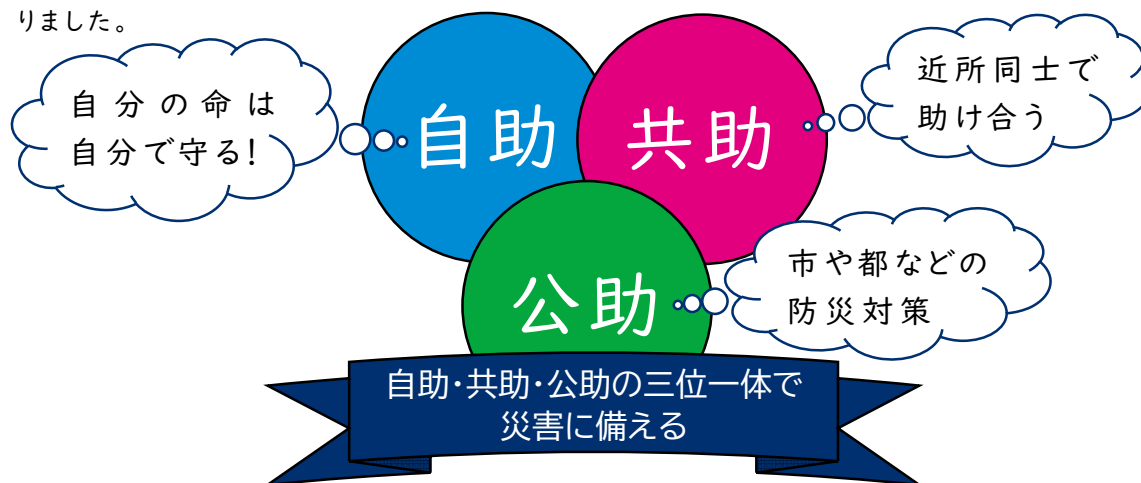
- ① 避難所等における避難生活環境向上のため、空調機やトイレ等、必要な設備を整備する必要がある。
- ② 平時から感染症の発生や蔓延を防止するための予防接種や、必要に応じた消毒・害虫駆除を実施しておく必要がある。
- ③ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ④ 避難所における動物の適正な飼養についての普及啓発活動を実施する必要がある。
- ⑤ 災害時においても、公共下水道区域外の地域における水質の保全と生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るため、合併処理浄化槽への転換を促進していく必要がある。
- ⑥ 避難所内での密状態を避けるため、在宅避難や自主避難場所の確保等、市民に対する適切な避難方法の周知および徹底を図る必要がある。
- ⑦ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。(2-1再掲)
- ⑧ 都等と連携して近隣県の火葬場を活用して広域火葬を実施する体制を構築しておく必要がある。
- ⑨ 災害廃棄物等の処理を行うため、災害廃棄物処理計画の内容を踏まえ災害廃棄物処理マニュアルを整備するとともに、多摩地域の市町村・一部事務組合、特別区および都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する必要がある。また、相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る必要がある。
- ⑩ 災害時においても継続的な廃棄物やし尿の処理を行うため、リサイクルセンターおよびし尿処理施設の延命化・省エネ性能向上を図るとともに、各機器・設備の更新・整備を図る必要がある。
- ⑪ 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。
- ⑫ 災害時における疫病、感染症対策のためには火葬施設が安定的に運営されることが重要であるため、火葬場・市民斎場の維持管理を図るとともに防災機能の向上を図る必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

ちよこつと コラム

第30回青梅市世論調査で災害発生時の心構えとして最も重要と考えるものとして、「まずは自分自身で自分の身を守る」と回答した方が約76%、続いて「近所や地域の人たちと助け合う」と回答した方が約21%と「自助」「共助」が重要と考えている方が9割もいることがわかりました。



【目標3】 必要不可欠な行政機能の確保

3-1 警察等の機能低下による治安の悪化

- ① 警察署や消防署のほか、自主防犯組織や自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。
- ② 災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所および被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する必要がある。

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創

3-2 信号機の停止等による交通事故の発生

- ① 信号機等の全面的な停止による交通渋滞、交通事故等を防ぐため、都や青梅警察署等、関係機関との連携強化および交通安全施設の修繕や更新等を行う必要がある。
- ② 信号機の全面停止時における交通規制等について、都や青梅警察署等、関係機関と連携して検討していく必要がある。
- ③ 交通危険個所の解消、安全で快適な空間の確保など、人にやさしい道づくりにより、安全性、防災性の向上を図るとともに災害に強いまちづくりの実現を目指すため、市道の改修、改良および都市計画道路の整備を進める必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

3-3 職員、施設等の被災による行政機能の低下

- ① BCP発動時において適切な運用が図れるよう、定期的な見直しと職員の計画に対する習熟度を上げる必要がある。
- ② 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ③ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)
- ④ 行政メールや防災行政無線による周知等、多種多様な情報伝達手段の整備および充実を図る必要がある。
- ⑤ ボランティア団体等と連携して、要配慮者および外国人等へも防災情報が提供できるよう、情報発信等の検討や多言語化を進める必要がある。
- ⑥ 災害時における疫病、感染症対策のためには火葬施設が安定的に運営されることが重要であるため、火葬場・市民斎場の維持管理を図るとともに防災機能の向上を図る必要がある。(2-7再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

【目標4】 必要不可欠な情報通信機能の確保

4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止

- ① 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4 再掲)
- ② 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4 再掲)
- ③ 行政メールや防災行政無線による周知等、多種多様な情報伝達手段の整備および充実を図る必要がある。(3-3 再掲)
- ④ ボランティア団体等と連携して、要配慮者および外国人等へも防災情報が提供できるよう、情報発信等の検討や多言語化を進める必要がある。(3-3 再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

4-2 情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ

- ① 行政メールや防災行政無線による周知等、多種多様な情報伝達手段の整備および充実を図る必要がある。(3-3 再掲)
- ② ボランティア団体等と連携して、要配慮者および外国人等へも防災情報が提供できるよう、情報発信等の検討や多言語化を進める必要がある。(3-3 再掲)
- ③ より適切・的確な防災行動・対策がとれるよう、防災情報の改善や適時・的確な提供を検討する必要がある。(2-3 再掲)
- ④ 高齢者、障害者などの要配慮者について、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成を進めるとともに、共助における地域支援および協力体制の強化を図る必要がある。(2-3 再掲)
- ⑤ 土砂災害警戒区域や浸水想定区域に立地する要配慮者利用施設に対し、避難確保計画の作成および避難訓練の実施等について支援する必要がある。(1-3 再掲)
- ⑥ 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-2 再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス



令和元年東日本台風(台風第19号)による被害②

【目標5】 経済活動の機能不全の回避

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下

- ① 事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都および事業者団体等と連携し、市内中小事業者のBCPの策定を促進する必要がある。
- ② 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)
- ③ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/行政経営・行政サービス

5-2 社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止

- ① 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)
- ② 事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都および事業者団体等と連携し、市内中小事業者のBCPの策定を促進する必要がある。(5-1再掲)
- ③ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/行政経営・行政サービス

5-3 産業施設の損壊、火災および爆発

- ① 震災時の迅速な消防活動のため、消防水利の確保や維持管理等、消防施設等の整備を進めるとともに、地域住民による初期消火能力の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ② 青梅消防署と連携し、火災予防に関する広報や意識啓発等に取り組む必要がある。(1-2再掲)
- ③ 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)
- ④ 老朽化している特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者施設に対して、耐震化等の防災・減災対策を促進する必要がある。(1-1再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止

- ① 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。(1-1再掲)
- ② 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ③ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

5-5 食料等の安定供給の停滞

- ① 災害時に必要な飲食料・日用品、燃料等の物資を提供することができるよう、防災備蓄倉庫の整備や備蓄物資の適切な維持管理を行う必要がある。(2-1 再掲)
- ② 多様な避難者およびそのニーズに対応した備蓄物資の拡充を図る必要がある。(2-1 再掲)
- ③ 避難所における需要に応じた備蓄の確保に向け、都と連携して取り組む必要がある。(2-1 再掲)
- ④ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1 再掲)
- ⑤ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。(2-1 再掲)
- ⑥ 災害時においても市内農産物等を確保できるよう、市内に残る農地の保全を図るとともに、平時からその流通を促進する必要がある。

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス



令和元年東日本台風(台風第19号)による被害③



平成26年大雪による青梅市内の状況

【目標6】 必要最低限のライフライン等の確保および早期復旧

6-1 電気、ガス、石油等の供給機能の停止

- ① 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるよう、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)
- ② 事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都および事業者団体等と連携し、市内中小事業者のBCPの策定を促進する必要がある。(5-1再掲)
- ③ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ④ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。(2-1再掲)
- ⑤ 都から貸与された路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材を活用し、地域住民等による迅速な応急給水体制の構築を図る必要がある。(2-1再掲)

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

6-2 上下水道の長期間にわたる機能停止

- ① 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。(2-7再掲)
- ② 災害時においても継続的な廃棄物やし尿の処理を行うため、リサイクルセンターおよびし尿処理施設の延命化・省エネ性能向上を図るとともに、各機器・設備の更新・整備を図る必要がある。(2-7再掲)
- ③ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ④ 各家庭、事業所等における備蓄品の充実・確保および定期的な更新を促すとともに、地域の共助体制の強化に向けた防災訓練等を実施する必要がある。(2-1再掲)
- ⑤ 都から貸与された路上の消火栓・排水栓に接続可能な応急給水用資器材を活用し、地域住民等による迅速な応急給水体制の構築を図る必要がある。(2-1再掲)
- ⑥ 避難所における避難生活環境向上のため、災害時用トイレ等必要な設備の検討と導入の必要がある。(2-7再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

- ① 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。(1-1再掲)
- ② 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ③ 災害時の住宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準によって建てられた木造住宅の耐震化を促進する必要がある。(1-1再掲)
- ④ 事業者等が被災後、速やかに事業を再開できるよう、都および事業者団体等と連携し、市内中小事業者のBCPの策定を促進する必要がある。(5-1再掲)

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/行政経営・行政サービス

【目標7】 制御不能な二次災害の防止

7-1 市街地での大規模火災の発生

- ① 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2 再掲)
- ② 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-1 再掲)
- ③ 震災時の迅速な消防活動のため、消防水利の確保や維持管理等、消防施設等の整備を進めるとともに、地域住民による初期消火能力の向上を図る必要がある。(1-2 再掲)
- ④ 青梅消防署と連携し、火災予防に関する広報や意識啓発等に取り組む必要がある。(1-2 再掲)
- ⑤ 消防団の充実強化を図るため、消防署および地元自治会等と協力・連携体制を強化するとともに、装備の更新等を進め、消防団員の負担を軽減し消防団員を確保する必要がある。(1-2 再掲)

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

7-2 建物倒壊等による沿線・沿道の閉塞および交通麻痺

- ① 市民センターや市営住宅等、市が所有する施設およびその他公共施設の災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図るため、計画的に耐震改修や修繕、建て替えを行う必要がある。(1-1 再掲)
- ② 災害時の学校等の倒壊を防ぐため、施設の耐震化や安全対策等、防災機能の強化等を継続して推進するとともに避難施設としての環境を図る必要がある。(1-1 再掲)
- ③ 老朽化している特別養護老人ホームや認知症グループホーム等の高齢者施設に対して、耐震化等の防災・減災対策を促進する必要がある。(1-1 再掲)
- ④ 災害時の住宅の倒壊を防ぐため、旧耐震基準によって建てられた木造住宅の耐震化を促進する必要がある。(1-1 再掲)
- ⑤ 地震発生時において耐震性不足や管理不全等、老朽化の進んだマンション等の倒壊を防ぐため、マンション等の適正な維持管理を促進するとともに、関連団体と連携した相談機会および管理に関する情報の提供機会を確保する必要がある。(1-1 再掲)
- ⑥ 災害時の緊急車両の通行や広域連絡機能などに支障を及ぼさないよう、特定緊急輸送道路や避難路等の沿道における建築物等の耐震化を進めるとともに、耐震性がない建築物および空き家の所有者に対し、適切な管理等を促す必要がある。(1-1 再掲)
- ⑦ ブロック塀等の転倒防止や家具類の転倒・落下・移動防止の必要性等についてPRに努め、対策実施を促進する必要がある。(1-1 再掲)
- ⑧ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1 再掲)
- ⑨ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2 再掲)
- ⑩ 交通危険個所の解消、安全で快適な空間の確保など、人にやさしい道づくりにより、安全性、防災性の向上を図るとともに災害に強いまちづくりの実現を目指すため、市道の改修、改良および都市計画道路の整備を進める必要がある。(3-2 再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/行政経営・行政サービス

7-3 防災施設等の損壊・機能不全

- ① 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。(2-7再掲)
- ② 下水道施設の耐震化および計画的な管理・更新を適切に実施するなど、下水機能維持の整備を図る必要がある。(1-3再掲)
- ③ 排水機能の向上を図るため、市道の拡幅等整備に合わせて雨水排水施設の更新を図る必要がある。
- ④ 洪水や土砂災害を防止するため、国や都と連携して河川の整備に取り組んでいく必要がある。
- ⑤ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ⑥ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)
- ⑦ 災害時における疫病、感染症対策のためには火葬施設が安定的に運営されることが重要であるため、火葬場・市民斎場の維持管理を図るとともに防災機能の向上を図る必要がある。(2-7再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/こども・若者・教育・子育て/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/行政経営・行政サービス

7-4 有害物質の大規模拡散・流出

- ① 放射線を使用する医療機関において、大規模災害時においても、迅速かつ確実に対応できるように、マニュアルや研修により管理体制を強化していく必要がある。
- ② 放射線使用施設については、施設の入室管理や機器の安全管理を引き続き適正に行うとともに、長期的には施設や機器の老朽化を踏まえ、ソフト・ハード両面から長期的な安全確保を図っていく必要がある。
- ③ 災害時においてもアスベスト等の有害物質が大気中に放出されないよう、適切な管理指導等を徹底し、環境を保全する必要がある。

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/行政経営・行政サービス

7-5 農地、森林等の荒廃による被害の拡大

- ① 国や都と連携し、山地災害のおそれがある箇所に対し、適切な間伐等の森林整備や総合的かつ効果的な治山対策など、効果的・効率的な手法による災害に強い森林づくりを推進していく必要がある。
- ② 災害時においても市内農産物等を確保できるように、市内に残る農地の保全を図るとともに、平時からその流通を促進する必要がある。(5-5再掲)
- ③ 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)

【関連する施策分野】

自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/地域経済/行政経営・行政サービス

7-6 風評被害による経済等への影響

- ① 行政メールや防災行政無線による周知等、多種多様な情報伝達手段の整備および充実を図る必要がある。(3-3再掲)
- ② ボランティア団体等と連携して、要配慮者および外国人等へも防災情報が提供できるように、情報発信等の検討や多言語化を進める必要がある。(3-3再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

【目標8】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備

8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ

- ① 災害廃棄物等の処理を行うため、災害廃棄物処理計画の内容を踏まえ災害廃棄物処理マニュアルを整備するとともに、多摩地域の市町村・一部事務組合、特別区および都と連携した広域的な災害廃棄物処理体制を構築する必要がある。また、相互応援協定を締結している他の自治体との連携を図る必要がある。(2-7再掲)
- ② 災害時においても継続的な廃棄物やし尿の処理を行うため、リサイクルセンターおよびし尿処理施設の延命化・省エネ性能向上を図るとともに、各機器・設備の更新・整備を図る必要がある。(2-7再掲)

【関連する施策分野】

自然・環境・エネルギー/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

8-2 技術者等の不足による復旧・復興の遅れ

- ① 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ② 災害時における避難スペースを確保するとともに、市街地火災の延焼防止を図るため、公園、緑地等の適切な維持管理および防災機能の向上を図る必要がある。(1-2再掲)
- ③ 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組が重要となる。
- ④ 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-2再掲)
- ⑤ 災害応援協定等にもとづき、自治体や他機関、企業等から適切に人材・物資等の支援を受けるため、受援・支援体制の整備を図るほか、受援等に対応した施設の確保を進める必要がある。(2-1再掲)
- ⑥ 市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等の実施に努める必要がある。

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ

- ① 地域一丸となった災害対応体制を構築するため、自助、共助を促す取組が重要となる。(8-2再掲)
- ② 自助・共助の意識を高め、防災士等、地域の防災リーダーの育成を進め、自主防災組織等の充実強化を推進し、地域全体の協力体制を強化していく必要がある。(1-2再掲)
- ③ 自治会加入率の向上を図るとともに、自治会等、地域コミュニティの活動拠点を確保する等、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。
- ④ 警察署や消防署のほか、自主防犯組織や自主防災組織等と連携し、放火・窃盗その他の犯罪防止のため巡回パトロールを行う必要がある。(3-1再掲)
- ⑤ 災害の状況に応じて、防犯協会に対し、避難所および被災地における防犯活動への協力を要請する必要がある。市の関係各部署は、その所管する施設や業務に基づき、必要な警備・防犯活動に協力する必要がある。(3-1再掲)
- ⑥ 被災者の迅速な生活・住宅再建が図れるよう、り災証明書を迅速に発行できる体制を構築する必要がある。
- ⑦ 都と連携して、迅速かつ適切に生活再建支援業務を実施するため、雇い災証明書発行システムを導入する等、被災者情報を一元的に管理するシステムを構築する必要がある。
- ⑧ 地域レベルの事前復興の充実に向けた重点的な取組を強化するなど、震災後の迅速な都市復興に向けた、事前の体制整備や事前対策の取組について、都、他区市町村等と連携して推進していく必要がある。
- ⑨ 都が策定した「市街地の事前復興の手引き」を通じて、地域レベルの復興まちづくり計画の事前検討や復興訓練の実施等、事前対策を推進し、迅速な都市復興への取組を強化する必要がある。
- ⑩ 地震等における復旧・復興の迅速化および土地取引の円滑化等を図るため、地籍調査を推進する必要がある。
- ⑪ 人口集中地区（D I D地区）における地籍調査進捗率向上を図り、防災対策および効率的な社会資本の整備を推進する必要がある。

【関連する施策分野】

こども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興の遅れ

- ① 市民センターや市営住宅等、市が所有する施設およびその他公共施設の災害時における倒壊被害等を防ぐとともに、各施設の機能保全を図るため、計画的に耐震改修や修繕、建て替えを行う必要がある。(1-1再掲)
- ② 災害時の学校等の倒壊を防ぐため、施設の耐震化や安全対策等、防災機能の強化等を継続して推進するとともに避難施設としての環境を図る必要がある。(1-1再掲)
- ③ 下水道施設の耐震化と合わせて下水道BCPの策定など、ハード・ソフト両面からの対策を推進する必要がある。(2-7再掲)
- ④ 下水道施設の耐震化および計画的な管理・更新を適切に実施するなど、下水機能維持の整備を図る必要がある。(1-3再掲)
- ⑤ 緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、道路斜面等の安全対策、無電柱化の推進など、道路にかかる災害対応力を強化するとともに発災後の迅速な輸送経路啓開に向けて、関係機関との連携体制を構築していく必要がある。(1-1再掲)
- ⑥ 本庁舎、青梅市立総合病院およびその他行政施設等において、ライフラインが停止した場合であっても、防災拠点としての機能を果たすために必要なバックアップ設備や対策等について整備強化を図る必要がある。(2-4再掲)
- ⑦ 災害時においても電気、ガス等の供給を継続できるように、ライフライン事業者と協議・連携し、業務継続体制を確保する必要がある。また、一般家庭等において自家発電が可能な太陽光発電設備の普及促進に努める必要がある。(2-4再掲)

【関連する施策分野】

健康・医療・福祉/子ども・若者・教育・子育て/都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/行政経営・行政サービス

8-5 文化財や環境的資産の喪失等による復旧・復興の遅れ

- ① 文化財の防災対策を推進するため、文化財の所有者や管理者に対して、防災意識の醸成を図る必要がある。
- ② 文化財の所有者や管理者と連携して、防災対策を含めた計画的な文化財補助事業や啓発活動を実施するとともに、災害等から文化財を保護する必要がある。
- ③ 道路の側溝等、排水施設の適切な維持管理を図るとともに、「健康と歴史・文化の路」として位置づけられた市道において、現状の幅員の中で、道路景観に配慮しつつ排水施設等の整備を行う必要がある。(1-3再掲)
- ④ 自治会加入率の向上を図るとともに、自治会等、地域コミュニティの活動拠点を確保する等、地域コミュニティの活性化を図る必要がある。(8-3再掲)

【関連する施策分野】

都市基盤・防災・安全/歴史・文化・生涯学習/地域経済/コミュニティ・共創/行政経営・行政サービス

IV. 強靱化に向けた取組

1 地域計画の推進体制

計画の推進に当たっては、全庁横断的な体制のもと、計画を推進していく必要があります。

また、地域の強靱化に向けて、国や都、近隣の自治体、市民などと連携・協力し、各機関の主体的な取組を推進するなど、計画の着実な推進を図ります。

2 リスクシナリオごとの取組

脆弱性の評価にもとづき、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）を回避するための本市における取組をⅢ－４で設定した施策分野ごとに取りまとめました。

取りまとめた表は、次ページ以降に記載します。



昭和 26 年 青梅市役所旧々庁舎



平成 22 年 青梅市役所現庁舎完成



平成元年 JR 河辺駅北口前



平成 20 年 JR 河辺駅北口前

脆弱性の分析および
事業抽出マトリクス表

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ					
No.	項目	No.	項目	健康・医療・福祉	子ども・若者・教育・子育て	自然・環境・エネルギー	都市基盤・防災・安全
1	人命の保護	1-1)	住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生	●	●		●
		1-2)	市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生		●		●
		1-3)	広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	●		●	●
		1-4)	大規模な土砂災害による死傷者の発生	●		●	●
2	救助活動等の迅速な展開および被災者等の健康の確保	2-1)	食料、飲食料等の物資の供給停止		●		●
		2-2)	孤立地域等の発生				●
		2-3)	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足	●	●		●
		2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶	●	●		●
		2-5)	帰宅困難者の発生	●	●		●
		2-6)	医療従事者等の被災による医療活動等の不足	●	●		●
		2-7)	劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化	●	●	●	●
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1)	警察等の機能低下による治安の悪化				●
		3-2)	信号機の停止等による交通事故の発生	●			●
		3-3)	職員、施設等の被災による行政機能の低下	●	●	●	●
4	必要不可欠な情報通信機能の確保	4-1)	災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●	●		●
		4-2)	情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ	●	●		●
5	経済活動の機能不全の回避	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下				●
		5-2)	社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止	●	●		●
		5-3)	産業施設の損壊、火災および爆発	●			●
		5-4)	基幹的交通ネットワークの機能停止				●
		5-5)	食料等の安定供給の停滞		●		●
6	必要最低限のライフライン等の確保および早期復旧	6-1)	電気、ガス、石油等の供給機能の停止		●		●
		6-2)	上下水道の長期間にわたる機能停止	●	●	●	●
		6-3)	地域交通ネットワークが分断する事態				●
7	制御不能な二次災害の防止	7-1)	市街地での大規模火災の発生		●		●
		7-2)	建物倒壊等による沿線・沿道の閉塞および交通麻痺	●	●		●
		7-3)	防災施設等の損壊・機能不全	●	●	●	●
		7-4)	有害物質の大規模拡散・流出	●		●	●
		7-5)	農地、森林等の荒廃			●	●
		7-6)	風評被害による経済等への影響	●			●
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備	8-1)	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ			●	●
		8-2)	技術者等の不足による復旧・復興の遅れ		●		●
		8-3)	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ		●		●
		8-4)	基幹インフラの損壊による復旧・復興の遅れ	●	●		●
		8-5)	文化財や環境的資産の喪失・衰退による復旧・復興の遅れ				●

脆弱性の分析および
事業抽出マトリクス表

事前に備えるべき目標		リスクシナリオ					
No.	項目	No.	項目	歴史・文化・ 生涯学習	地域経済	コミュニティ・共創	行政経営・ 行政サービス
1	人命の保護	1-1)	住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生	●	●		●
		1-2)	市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生			●	●
		1-3)	広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	●	●	●	●
		1-4)	大規模な土砂災害による死傷者の発生			●	●
2	救助活動等の迅速な展開および被災者等の健康の確保	2-1)	食料、飲食料等の物資の供給停止			●	●
		2-2)	孤立地域等の発生				●
		2-3)	警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足			●	●
		2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶	●	●	●	●
		2-5)	帰宅困難者の発生			●	●
		2-6)	医療従事者等の被災による医療活動等の不足	●	●	●	●
		2-7)	劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化			●	●
3	必要不可欠な行政機能の確保	3-1)	警察等の機能低下による治安の悪化			●	
		3-2)	信号機の停止等による交通事故の発生			●	●
		3-3)	職員、施設等の被災による行政機能の低下	●	●	●	●
4	必要不可欠な情報通信機能の確保	4-1)	災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止	●	●	●	●
		4-2)	情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ			●	●
5	経済活動の機能不全の回避	5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下				●
		5-2)	社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止	●	●		●
		5-3)	産業施設の損壊、火災および爆発			●	●
		5-4)	基幹的交通ネットワークの機能停止			●	●
		5-5)	食料等の安定供給の停滞		●	●	●
6	必要最低限のライフライン等の確保および早期復旧	6-1)	電気、ガス、石油等の供給機能の停止			●	●
		6-2)	上下水道の長期間にわたる機能停止		●	●	●
		6-3)	地域交通ネットワークが分断する事態				●
7	制御不能な二次災害の防止	7-1)	市街地での大規模火災の発生			●	●
		7-2)	建物倒壊等による沿線・沿道の閉塞および交通麻痺	●	●		●
		7-3)	防災施設等の損壊・機能不全	●	●		●
		7-4)	有害物質の大規模拡散・流出				●
		7-5)	農地、森林等の荒廃		●		●
		7-6)	風評被害による経済等への影響			●	●
8	地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備	8-1)	災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ			●	●
		8-2)	技術者等の不足による復旧・復興の遅れ			●	●
		8-3)	地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ			●	●
		8-4)	基幹インフラの損壊による復旧・復興の遅れ	●	●		●
		8-5)	文化財や環境的資産の喪失・衰退による復旧・復興の遅れ	●	●	●	●

V. 強靱化に向けた取組の重点化

1 重点化の考え方

強靱化に向けた取組の重点化に向けては、国の基本計画、都の地域計画および本市の総合長期計画との整合性等も勘案し、以下の視点からリスクシナリオ単位で選定しました。

【選定にかかる視点】

- ① 人命の保護に関わるものなど、緊急度が高い事業
- ② 基本目標・推進目標に対して、効果が大きい事業
- ③ 市の総合長期計画等に対して、影響・関連の深い事業
- ④ リスクを回避するために、さらに進捗すべき事業
- ⑤ 社会情勢の変化等により、重点化を図るべき事業



平成 8 年圏央道
青梅 IC~鶴ヶ島 JCT 開通



平成 14 年圏央道
青梅 IC~日の出 IC 開通



平成 20 年中央図書館完成



平成 31 年ネッツたまぐーセンター
(文化交流センター) 完成

2 重点化すべきリスクシナリオ

重点化すべきリスクシナリオとして以下を選定しました。

【目標1】 人命の保護
1-1 住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生
1-2 市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生
1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生
1-4 大規模な土砂災害による死傷者の発生
【目標2】 救助活動等の迅速な展開および被災者等の健康の確保
2-1 食料、飲料水等の物資の供給停止
2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶
2-7 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化
【目標3】 必要不可欠な行政機能の確保
3-3 職員、施設等の被災による行政機能の低下
【目標4】 必要不可欠な情報通信機能の確保
4-2 情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ
【目標5】 経済活動の機能不全の回避
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止
5-5 食料等の安定供給の停滞
【目標6】 必要最低限のライフライン等の確保および早期復旧
6-1 電気、ガス、石油等の供給機能の停止
6-2 上下水道の長期間にわたる機能停止
【目標7】 制御不能な二次災害の防止
7-1 市街地での大規模火災の発生
7-5 農地、森林等の荒廃
【目標8】 地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件の整備
8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ
8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ
8-5 文化財や環境的資産の喪失等による復旧・復興の遅れ

※網掛けは本市独自のもの、その他は国の重点化にかかるもの

VI. 資料編

- 1 重点化にかかる視点とリスクシナリオとの関係
- 2 重点化にかかる事業名一覧
- 3 青梅市国土強靱化地域計画に関連する主な計画
- 4 パブリック・コメントの実施結果
- 5 青梅市国土強靱化地域計画策定の経過
- 6 用語集
- 7 関連法令等

1 重点化にかかる視点とリスクシナリオとの関係

【選定にかかる視点】

- ① 人命の保護に関わるものなど、緊急度が高い事業
- ② 基本目標・推進目標に対して、効果が大きい事業
- ③ 市の総合長期計画等に対して、影響・関連の深い事業
- ④ リスクを回避するために、さらに進捗すべき事業
- ⑤ 社会情勢の変化等により、重点化を図るべき事業

重点化すべきリスクシナリオ	重点化の選定に関わる視点				
	①	②	③	④	⑤
1-1 住宅、建物、交通施設等の倒壊による死傷者の発生	●	●	●	●	●
1-2 市街地や大型施設等の火災による死傷者の発生	●	●	●	●	
1-3 広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	●	●	●	●	●
1-4 大規模な土砂災害による死傷者の発生	●	●	●	●	●
2-1 食料、飲料水等の物資の供給停止	●			●	●
2-2 孤立地域等の発生				○	
2-3 警察、消防等の被災による救助・救急活動等の不足	●	●		●	●
2-4 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の途絶		●		●	●
2-5 帰宅困難者の発生					○
2-6 医療従事者等の被災による医療活動等の不足				○	
2-7 劣悪な避難生活環境等による被災者の健康状態の悪化	●	●		●	●
3-1 警察等の機能低下による治安の悪化				○	
3-2 信号機の停止等による交通事故の発生					○
3-3 職員、施設等の被災による行政機能の低下		●	●		
4-1 災害対応に必要な通信インフラの機能停止					○
4-2 情報伝達の不備等による避難行動、支援等の遅れ		●	●	●	●
5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下		●			●
5-2 社会経済活動等の維持に必要なエネルギー供給の停止				○	
5-3 産業施設の損壊、火災および爆発				○	
5-4 基幹的交通ネットワークの機能停止			●	●	●
5-5 食料等の安定供給の停滞		●		●	●

重点化すべきリスクシナリオ	重点化の選定に関わる視点				
	①	②	③	④	⑤
6-1 電気、ガス、石油等の供給機能の停止		●			●
6-2 上下水道の長期間にわたる機能停止		●	●		●
6-3 地域交通ネットワークが分断する事態				○	
7-1 市街地での大規模火災の発生	●	●	●		●
7-2 建物倒壊等による沿線・沿道の閉塞および交通 ^{まひ} 麻痺					○
7-3 防災施設等の損壊・機能不全				○	
7-4 有害物質の大規模拡散・流出					○
7-5 農地、森林等の荒廃		●	●		●
7-6 風評被害による経済等への影響					○
8-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の遅れ		●		●	
8-2 技術者等の不足による復旧・復興の遅れ				○	
8-3 地域コミュニティの崩壊等による復旧・復興の遅れ		●	●	●	
8-4 基幹インフラの損壊による復旧・復興の遅れ				○	
8-5 文化財や環境的資産の喪失等による復旧・復興の遅れ		●		●	

※網掛けは重点化するリスクシナリオ

2 重点化にかかる事業名一覧

No.	事業名	担当部署	関連する主なリスクシナリオ	備考
1	業務継続計画の見直し	市民安全部	3-3, 5-1, 5-2	
2	ハザードマップの作成		1-3, 1-4	
3	ブロック塀等撤去費補助金交付事業		1-1	住宅・建築物安全ストック形成事業の推進
4	り災証明の発行事務		8-3	
5	情報伝達手段(防災行政無線等)の整備		4-1, 4-2, 7-6	
6	災害協定等による支援体制の整備		2-3, 2-4, 2-6, 8-2	
7	自主防災組織の強化		1-2, 2-3, 3-1, 3-2 4-2, 7-1, 8-3	
8	消防水利等の整備および維持管理		1-2, 7-1	
9	消防団体制の充実		1-2, 2-3, 7-1	
10	避難確保計画の作成促進		1-3, 1-4, 5-3	
11	避難行動要支援者の支援体制の充実		1-3, 1-4, 2-3, 4-2	
12	避難所の確保		2-5, 2-7	
13	防災リーダーの育成		2-3, 4-2, 8-3	
14	家具転倒防止器具普及啓発事業	市民安全部/ 健康福祉部	1-1	
15	感染対策に配慮した管理運営(市民斎場・火葬場)	市民部	2-7, 3-3, 6-3, 7-2, 7-3	
16	リサイクルセンター改良事業	環境部	8-1	基幹的設備改良工事により施設内の各機器を整備し、長寿命化を図る。
17	公園・緑地の整備・管理		7-1, 7-3, 7-5	
18	公共下水道施設の改修、更新		6-2, 7-3	友田汚水中継ポンプ場, 柚木第二汚水中継ポンプ場他
19	公共下水道施設の耐震化		6-2, 7-3	公共下水道(汚水)計画区域内
20	合併処理浄化槽の設置		6-2, 7-3, 7-4	浄化槽処理促進区域内
21	認知症グループホーム等防災改修等支援事業ほか	健康福祉部	1-1	
22	保育所等施設整備事業	こども家庭部	1-1	かすみ保育園の改築・青梅幼稚園の認定こども園化に伴う創設・改築
23	生産の基本となる農地の保全および森林の整備・管理	地域経済部	7-5	
24	青梅駅前地区第一種市街地再開発事業	拠点整備部	1-1, 1-2, 7-1, 7-2 7-3	

No.	事業名	担当部署	関連する主な リスクシナリオ	備考
25	地籍調査事業	都市整備部	8-3	
26	都市計画道路の整備		2-2, 3-2, 5-4, 6-3 7-2	
27	市道の改修・改良		2-2, 3-2, 5-4, 6-3 7-2	
28	健康と歴史・文化の路整備 事業		1-3, 2-2, 5-4, 6-3 8-5	
29	電線類の地中化		1-1, 2-2, 2-6, 5-1 5-4, 6-3, 7-2, 8-2 8-4	
30	橋りょう等の長寿命化		1-1, 2-2, 5-4, 6-3 7-2, 8-4	
31	河川の維持改修		1-3, 7-3	
32	橋りょう、トンネルおよび 大型構造物の点検		1-1, 2-2, 5-4, 6-3 7-2, 8-2, 8-4	
33	マンション管理適正化促 進事業		1-1, 7-2	
34	青梅市特定緊急輸送道路沿 道建築物耐震改修補助金		1-1, 2-2, 5-4, 6-3 7-2, 7-3, 8-4	地域防災拠点建築物整備 緊急促進事業の推進
35	青梅市特定緊急輸送道路 沿道建築物耐震補強設計 補助事業		1-1, 2-2, 5-4, 6-3 7-2, 7-3, 8-4	【事業名称】区間到達率 60%未満の区域における 建築物の耐震化の推進
36	青梅市空き家対策事業		1-1, 1-2, 7-1, 7-2	空き家対策総合支援事業 の推進
37	公営住宅ストック総合改 善事業		1-1, 1-2, 7-1, 7-2	地域住宅計画にもとづく 事業の推進
38	青梅市木造住宅耐震改修 補助事業		1-1, 7-2	住宅・建築物安全スタッ ク形成事業の推進
39	青梅市木造住宅耐震診断 補助事業	1-1, 7-2		
40	小・中学校校舎トイレ改修事業	学校教育部	1-1, 2-7, 7-2	
41	小・中学校校舎特別教室等 空調機整備事業		1-1, 2-7, 7-2	
42	小・中学校非構造部材耐震 化事業		1-1, 2-7, 7-2	
43	小・中学校屋内運動場空調 機整備事業		1-1, 2-7, 7-2	
44	新学校給食センター整備事業		2-1, 5-5, 7-3	
45	指定文化財の保存修理お よび活用事業	生涯学習部	8-5	
46	公共施設等の耐震化の推進	施設を所管する部	1-1, 1-3, 7-2, 7-3	住宅・建築物安全スタッ ク形成事業の推進

3 青梅市国土強靱化地域計画に関連する主な計画

No.	主な計画名
1	第7次青梅市総合長期計画
2	青梅市地域防災計画
3	青梅市国民保護計画
4	青梅市耐震改修促進計画
5	青梅市業務継続計画
6	青梅市住宅マスタープラン
7	青梅市営住宅長寿命化計画
8	青梅市緑の基本計画
9	青梅の森事業計画書
10	青梅市森林整備計画
11	青梅市環境基本計画
12	青梅市地球温暖化対策実行計画
13	青梅市一般廃棄物処理基本計画
14	青梅市生涯学習推進計画
15	青梅市図書館基本計画
16	青梅市立総合病院新公立病院改革プラン
17	青梅市農業振興計画
18	青梅市農業振興地域整備計画
19	青梅市商・工業振興プラン
20	青梅市都市計画マスタープラン
21	青梅市中心市街活性化基本計画
22	青梅市健康と歴史・文化の路整備事業計画
23	青梅市橋りょう等個別施設計画
24	青梅市公共交通基本計画
25	青梅市公共下水道ストックマネジメント計画
26	青梅市下水道総合地震対策計画
27	青梅市景観まちづくり基本方針
28	青梅駅周辺景観形成地区景観形成計画
29	多摩川沿い景観形成地区景観形成計画
30	青梅市男女平等推進計画
31	青梅市行財政改革推進プラン
32	青梅市公共建築物保全整備計画
33	青梅市公共施設等総合管理計画
34	青梅市学校施設個別計画

4 パブリック・コメントの実施結果

青梅市国土強靱化地域計画に対する意見

「青梅市国土強靱化地域計画（素案）について」パブリック・コメント

実施期間：令和4年1月5日（水）から令和4年1月19日（水）

意見件数：1件

該当箇所	意見（原文ママ）	市の考え方
1-4 大規模な 土砂災害 による死 傷者の発 生③④ (P11)	<p>私の家もレッドゾーンに入っているのですが、日々不安に感じています。 地域計画案が出来て大変ありがたいです。 具体案を早く知りたいと思います。以前ハザードマップが出来た時には、各自治体への説明会があったので住んでいる所のキケン度がとてもよくわかりました。 今はコロナ下なので、アンケート形式等で住民の方々から、実際に住んでいて不安に感じている所や、キケン箇所の聞き取りをやってほしいと思います。 又、擁壁のヒビ割れ、コケ、雑木がついてしまった時、かけている所等、自分で出来る補修保全方法を教えていただける機会が欲しいです。 もう一つ、 土地所有者への管理指導等は一刻も早く徹底して下さい。（個人的には所有者へお願いしていますが・・・）</p>	<p>本計画は、本市における強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。 このため、国土強靱化にかかる具体的な施策や事業については、本計画と紐づく実施計画等にもとづいて取り組んでいくこととなります。 今回、いただいた御意見につきましては、今後の施策の参考にさせていただきます。</p>

5 青梅市国土強靱化地域計画策定の経過

年月日（曜日）	実施内容
令和3年 6月16日（水）	第1回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会
8月17日（火）	第2回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会
10月8日（金）	第3回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会
11月4日（木）	第4回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会
11月19日（金）	令和3年度第1回青梅市防災会議 青梅市防災会議から市長に答申
令和4年 1月5日（水）	パブリック・コメントの実施（1月19日まで）
2月1日（火）	第5回青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会（最終回）
2月22日（火）	青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会設置要綱第7条にもとづき委員長から市長への結果報告。
3月1日（火）	経営会議において決定
令和5年 3月27日（月）	経営会議において改定案決定

6 用語集

か

☞ 合併処理浄化槽（がっぺいしよりじょうかそう）

主に各戸の敷地に設置され、台所や風呂などから排出される生活雑排水を水洗便所の排水と併せて処理する汚水処理施設のこと。

☞ 緊急輸送道路（きんきゅうゆそうどうろ）

地震直後から発生する緊急輸送を円滑に行うため、高速道路、一般国道、これらを結ぶ幹線道路および知事が指定する防災拠点を相互に連絡する道路のこと。

☞ 啓開（けいかい）

緊急車両等が通行できるよう、早急に最低限の瓦礫処理を行い、簡易な段差修正等により救援ルートを開けること。

さ

☞ 災害医療コーディネーター（さいがいいりょうこーでいねーたー）

災害時に、都道府県または保健所が保険医療活動の総合調整を適切かつ円滑に行えるよう支援する者で、被災地の医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣、調整等を行うことを目的として、都道府県により任命された者。

☞ 災害廃棄物（さいがいはいきぶつ）

災害によって発生する廃棄物や、被災者の生活にともなって発生する生活ごみなどのこと。

☞ サプライチェーン（さぷらいちえん）

製造業において、原材料調達・生産管理・物流・販売までを一つの連続したシステムとして捉えたときの名称のこと。

☞ 自主防災組織（じしゅぼうさいそしき）

「自分たちのまちは自分たちで守る」という「共助」の精神に基づき、地域の人々が自発的に防災活動を行う組織のこと。

☞ 受援（じゅえん）

災害時に、被災市町村において他の地方公共団体等から応援職員の受け入れを中心とした人的応援などを受けること。

た

☞ 地籍調査（ちせきちょうさ）

一筆ごとの土地所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査のこと。主に、市町村が主体となって行われる。

☞ 土砂災害警戒区域（どしゃさいがいけいかいくいき）

土砂災害が発生した場合に住民等の生命または身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域。

☞ 土砂災害特別警戒区域（どしゃさいがいとくべつけいかいくいき）

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあるため、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域。

は

☞ B C P（びーしーぴー）

災害等により利用できる資源に制約がある中で、業務を遅滞なく行えるよう実施すべき業務の優先順位を特定し、業務継続に必要な資源の確保や業務の実施体制等を定めた計画のこと。業務継続計画のこと。

☞ 避難確保計画（ひなんかくほけいかく）

水害や土砂災害が発生する恐れのある要配慮者利用施設（学校、病院等）における利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るための計画。

☞ 避難行動要支援者（ひなんこうどうようしえんしゃ）

高齢者、障害者、乳幼児等の災害時に特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する者。

☞ ホイスト（ほいすと）

ヘリコプター等で人や物等を吊り上げる機械のこと。

ま

☞ 無電柱化（むでんちゅうか）

道路の地下に電線共同溝を整備し、電線類を地下に收容すること。

や

☞ 要配慮者利用施設（ようはいりょしゃりようしせつ）

水防法および土砂災害防止法において、社会福祉施設、学校、医療施設およびその他防災上配慮を要する者が利用する施設のこと。

7 関連法令等

(1) 法令

○強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（一部抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、事前防災及び減災その他迅速な復旧復興並びに国際競争力の向上に資する国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等（以下単に「大規模自然災害等」という。）に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくり（以下「国土強靱化」という。）の推進に関し、基本理念を定め、国等の責務を明らかにし、及び国土強靱化基本計画の策定その他国土強靱化に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、国土強靱化推進本部を設置すること等により、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって公共の福祉の確保並びに国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（基本理念）

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（事業者及び国民の責務）

第五条 事業者及び国民は、国土強靱化の重要性に関する理解と関心を深め、国及び地方公共団体が実施する国土強靱化に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

(2) 要綱

○青梅市国土強靱化地域計画庁内検討委員会設置要綱

- 1 設置
強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年法律第95号。以下「基本法」という。）第13条の規定にもとづく青梅市国土強靱化地域計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査および検討を行うため、青梅市国土強靱化地域計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
- 2 所掌事項
委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 計画の策定に関すること。
 - (2) その他委員会の設置目的を達成するために必要な事項に関すること。
- 3 組織
 - (1) 委員会は、それぞれ次の職にある者をもってこれに充てる。
 - ア 委員長 市民安全部長
 - イ 副委員長 企画部長および総務部施設担当部長
 - ウ 委員 企画政策課長、財政課長、防災課長、下水管理課長、下水工務課長、子育て推進課長、管理課長、土木課長、計画保全課長、住宅課長および教育総務課長
 - (2) 前号の規定にかかわらず、委員長は、必要と認める者を臨時委員にすることができる。
- 4 委員長の職務および代理
 - (1) 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 会議
 - (1) 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。
 - (2) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- 6 部会
 - (1) 委員会は、第2項に掲げる事項について専門的な検討を行うため、部会を置くことができる。
 - (2) 部会は、委員長が指名する者をもって構成する。
 - (3) 部会は、委員長が特に必要があると認めるときは、前号に定める者以外の者を出席させ、意見もしくは説明を聴き、または資料の提出を求めることができる。
- 7 報告
委員長は、必要に応じて委員会の調査、検討経過および結果を青梅市長に報告する。
- 8 庶務
委員会の庶務は、防災担当課において処理する。
- 9 その他
この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。
- 10 実施期日等
この要綱は、令和3年5月25日から実施し、令和4年4月1日にその効力を失うものとする。

青梅市国土強靱化地域計画

令和5（2023）年3月

発行 青梅市市民安全部防災課

電話 0428-22-1111（代表）

青梅市国土強靱化地域計画

令和5（2023）年3月